
プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 12 月 6 日に実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 ヶ月であり平成 30 年 2 月 6 日に締め切られた。本公開草案に対しては、10 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

実務対応報告公開草案第 53 号

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）（平成 29 年 12 月 6 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 12 月 6 日～平成 30 年 2 月 6 日

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社ビットアルゴ取引所東京
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	有限責任 あずさ監査法人
CL4	日本公認会計士協会
CL5	新日本有限責任監査法人
CL6	有限責任監査法人トーマツ
CL7	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL8	株式会社三菱東京 UFJ 銀行

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL9	保木 健次	
CL10	星野 光城	

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

(団体等)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(質問1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理		
(全体を支持するコメント)		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	
(本実務対応報告の適用範囲に関するコメント)		
2) 発行会社が発行した仮想通貨と法定通貨との交換を保証する場合の当該仮想通貨は、本実務対応報告の範囲から除外すべきである。	<p>質問1,2に対し原則同意するが、限定的なケースにおいて当該案では取引の実体を表さないと考える。</p> <p>質問1によれば、当該案は発行業者の会計処理を定めるものではないと理解しているが、仮想通貨交換業者は発行会社を兼ねることが有りうる。</p> <p>上記を前提に、昨今の新聞報道等によると、仮想通貨の発行時に負債計上する会計処理がある模様だが、例えば仮想通貨の発行時に、将来に渡り法定通貨と交換することを保証することから、受入対価と同額の負債を計上し、かつ期末において計上し続ける場合、当該案14項に従うと、自己の発行する仮想通貨を預かった際、同一の取引相手に対し仮想通貨の価値を越える負債を計上することとなるため、合理的でないと考える。</p> <p>上記問題点を解消するため、以下のような改訂を検討頂きたい。</p> <p>【改訂案】</p> <p>当該案3項に下線を追加。</p> <p>本実務対応報告は、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象とする。</p> <p>ただし、発行会社(交換業者を兼ねる場合を含む)が将来に渡り発行した仮想通貨と法定</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>通貨を交換することを保証しているため、発行に係る負債を計上し続ける場合の、発行会社における当該発行した仮想通貨の会計処理は除く。</p>	
<p>(期末における仮想通貨の評価に関する会計処理に関するコメント)</p>		
<p>3) 仮想通貨が決済手段等として使用される場合も踏まえ、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案の仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に基本的には同意する。ただし、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にして頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>公開草案第35項では、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。」としたうえで、活発な市場が存在する仮想通貨は、期末における評価を時価と決定したとされている。</p> <p>しかしながら、仮想通貨利用者において、仮想通貨を決済手段として利用するケースでは、必ずしも利益を得ることを目的として保有しないことが考えられる。このため、このケースでも、活発な市場が存在する場合、利益を得ることを目的として保有するものと同様に、時価評価したうえで評価差額を損益で処理することが適切とするのであれば、その旨、その理由及び評価損益の性質などを結論の背景に追加して記載していただきたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>4) 「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」の取扱いを明確にすべきである。</p>	<p>第6項に記載の「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」の定義について、「時価」との関係を含めて明確にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>用語の定義(第4項)において、「時価」「市場価額」については明確にされているものの、「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」については記載がなく、概念が不明確である。「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」は棚卸資産の評価に関する会計基準から取られたものと思われるが、「時価」との関係が不明確であり、測定における「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」の位置付けを体系的に整理する必要があると考えられる。</p>	
	<p>活発な市場が存在しない仮想通貨の帳簿価額を切り下げるに当たって使用される「処分見込価額」として、どのようなものが想定されているのか、ガイダンスを含めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>活発な市場が存在しない仮想通貨については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)が取得原価を下回る場合には、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失として処理することが提案されている(本公開草案第6項及び第42項)。切り下げに使用する「処分見込価額」の算定に関して、本公開草案第42項の後段において、以下の説明がなされている。</p> <p>「なお、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、<u>第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることになり、資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合に</u></p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>はゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられる。」</p> <p>第42項では、「処分見込価額」として、具体的には「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もることとし、「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もる例として、第三者により価値が保証されているケースを挙げている(上記下線部)。しかしながら、第三者が仮想通貨の価値を保証するケースは考え難いことから、第42項により、「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能となるケースが極めて限定的であると解釈され、その結果、ゼロ又は備忘価額への切下げが広く実施されることを懸念する。</p> <p>第三者による保証がなくとも、市場での換金が確実に見込まれ、よって「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能なケースは存在する。活発な市場が存在しない仮想通貨全てについて、ゼロ又は備忘価額を処分見込価額としなければならないと解釈されることを避けるため、「処分見込価額」とは何かを明確にするためのガイダンスを提供すべきである。少なくとも、本公開草案第42項における「第三者によりその価値を保証されていること等により」の部分は削除すべきである。</p>	
5) 活発な市場が存在しない仮想通貨が、処分見込価額としてゼロ又は備忘価額で評価されること	<p>本公開草案では、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とするとともに、期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額を当期の損失として処理するとされています(第6項)。</p> <p>上記について、結論の背景において、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>は必ずしも適切ではないと考えられるため、記述を修正すべきである。</p>	<p>見込価額とすることになると考えられるとされています(第42項)。</p> <p>仮想通貨の保有にあたって、第三者がその価値を保証することは通常想定されないことから、上記記載によると、活発な市場が存在しない仮想通貨の期末評価額は多くの場合ゼロ又は備忘価額となると考えられます(例えば、3月30日に市場を通じて取得した仮想通貨について活発な市場が存在しない場合、期末日である3月31日にゼロ評価となることが考えられます)。しかし、活発な市場が存在しない仮想通貨を購入した場合、取得後直ちに損失を認識することは企業の経営成績や財政状態を必ずしも適切に反映することにはならないと考えられます。</p> <p>このため、本公開草案第42項における上記記載を削除すべきかについて検討を行う必要があると考えます。</p>	
<p>(活発な市場の判断規準に関するコメント)</p>		
<p>6) 活発な市場が存在するかどうかの判断にあたっては、国際的な会計基準におけるガイダンスが参考になる旨を示すことが有用と考えら</p>	<p>本公開草案第8項では、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合、活発な市場が存在するとされています。</p> <p>本公開草案では、活発な市場が存在するか否かによって異なる会計処理を定めているため、「活発な市場」が存在するか否かの判断規準は極めて重要と考えられます。</p> <p>他方、本公開草案では、個々の仮想通貨の実態に応じて「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている」か否かの判断を行うとしているものの、詳細(例えば、「継続的に」とはどの程度を指すかや「価格情報」に売買実績のない気配値も含まれるか否か)について明らかにされていません。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
れる。	<p>仮想通貨は国内外にあるものを合わせると1,500を超える種類があると言われており、資金決済法における仮想通貨には様々な種類の仮想通貨が含まれ得ます。この中には、登録された仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨のように活発な市場が存在することが自明なものだけでなく、主に海外で取引されているものを中心として、判断が困難なものも多くあると考えられます。</p> <p>本公開草案では、その開発にあたっては、国際的な会計基準を参考にした旨が説明されています(第46項)。このため、仮想通貨の時価評価の実務を統合的にする観点からは、実務における「活発な市場が存在するか」否かの判断にあたっては、当面、当該定義の開発にあたって参考とした会計基準におけるガイダンス(具体的には、IFRS第13号「公正価値測定」で示されているガイダンス(B37項、B38項)等がこれに該当することが想定されます。)を参考にすることが考えられる旨について、結論の背景やコメント対応表等において示すことが有用と考えられます。</p>	
(活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格に関するコメント)		
7)「公正な評価額」の定義について、具体的な表現または具体的な条件の例示を含めることを検討していただきました	<p>第10項ですが、仮想通貨交換業者自身が「公正な評価額」であることを証明しなければならぬ解釈ができると思量します。一方で、基準上は明確には「公正な」を定義しておらず、第4項(6)で「時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいう。」とありますので、形態上第三者取引であれば容認されると解されます。しかし、仮想通貨の取引の場合、流動性が乏しい通貨も多々あり、本規定のレベルで実務の判断に委ねられてしまうのは、少々、厳しいと思量します。</p> <p>つきましては、もう少し具体的な表現乃至具体的な条件の例示を「公正な評価額」の定</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
い。	義に含めて頂けるようご検討のほど、お願い申し上げます。	
(質問2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理		
(全体を支持するコメント)		
8) 本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意する。	
(質問3) 表示及び注記事項に関するコメント		
(全体を支持するコメント)		
9) 本公開草案の提案に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	
(表示に関するコメント)		
10) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきである。	<p>本公開草案の開示に関する提案に、基本的には同意する。ただし、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案において、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の性質が明確になっていない中でその保有目的にかかわらず、活発な市場が存在するかどうかにより会計処理を決定していることや、仮想通貨を外国通貨、金融資産、棚卸資産及び無形固定資産のいずれにも該当しないと整理していることを踏まえると、実務において判断に迷うことがないように、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>●貸借対照表における表示区分</p> <p>貸借対照表における表示区分については、以下のように、実務において判断に迷うことがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各企業の保有目的に応じて表示区分を検討する必要があるのかどうか。 ➢ 本公開草案では、仮想通貨について時価の変動により利益を得ることを目的として会計処理が定められている趣旨を勘案すると、すべての仮想通貨をトレーディング目的で保有する棚卸資産又は通常の販売目的で保有する棚卸資産に準じて、表示しなければならないかどうか。 ➢ 本公開草案では、活発な市場が存在するかどうかにより会計処理が定められていることを勘案すると、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の表示区分を分ける必要があるのかどうか。 <p>このため、貸借対照表における表示区分を定めるべきと考える。</p> <p>●損益計算書における表示区分</p> <p>損益計算書における表示区分については、以下のように、実務において判断に迷うことがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、仮想通貨の売買を主たる営業とするかどうかにより、表示区分を検討する必要があるのかどうか。 ➢ 本公開草案では、時価の変動により利益を得ることを目的として会計処理が定められている趣旨を勘案すると、すべての仮想通貨をトレーディング目的で保有する棚卸資産又は通常の販売目的で保有する棚卸資産に準じて、営業損益に表示しなければならないかどうか。 <p>このため、損益計算書における表示区分を定めるべきと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>●キャッシュ・フロー計算書における表示区分</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における表示区分については、以下のように、実務において判断に迷うことがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨に係るキャッシュ・フローを、営業損益計算の対象となった取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するのか、又は、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するのか。 ➤ 仮想通貨の売買を主たる営業としていない仮想通貨利用者には、投機を目的とする者や決済を目的とする者など、その目的は様々であると考えられる。この場合、仮想通貨に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示するのか、又は、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するのか。 ➤ 公開草案では、仮想通貨について時価の変動により利益を得ることを目的として会計処理が定められている趣旨を勘案すると、すべての仮想通貨に係るキャッシュ・フローをトレーディング目的で保有する棚卸資産又は通常の販売目的で保有する棚卸資産に準じて、営業損益計算の対象となった取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しなければならないかどうか。このため、キャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきと考える。 	
11) 期末の評価損益について、損益計算書における計上	<p>期末における仮想通貨の評価により、帳簿価額との差額が生じ当期の損益として処理する場合に、仮想通貨交換業者と仮想通貨利用者の別や、仮想通貨の保有目的に応じた損益計算書における計上区分を規定することについて検討してはどうか。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
区分を検討すべきである。		
(注記事項に関するコメント)		
12) 将来的に仮想通貨の状況が変化した場合には、本実務対応報告を見直す際に、注記事項は他の会計基準との整合性を踏まえるべきである。	<p>仮想通貨の残高が総資産に占める割合が重要ではない場合は注記不要という整理になっており(本公開草案 第17項)、現時点では実務上の負担は特段発生しないと考える。</p> <p>ただし、将来的に、仮想通貨決済が一般的になり、仮想通貨が現金と同様の位置づけになった場合に本注記の要否を改めて検討する際には、現在、外国通貨の内訳の注記を求めていること等、他の開示との整合性も踏まえていただきたい。</p>	
13) 仮想通貨に対する企業の取組方針、リスク管理体制等について注記を求めることとしてはどうか。	<p>金融商品に関する注記と同様、仮想通貨に対する企業の取組方針、仮想通貨に係るリスク、仮想通貨に係るリスク管理体制について、仮想通貨の貸借対照表価額に重要性が乏しい場合を除き、注記を求めることとしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>仮想通貨は金融商品と機能的な性格が近似するものの、法律効果が異なること等から、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に定める金融資産には該当しない旨規定されています(公開草案第29項)。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>しかしながら、保有目的や経済的な実質は金融資産とほぼ同様と考えられることや、仮想通貨の貸借対照表価額が重要な場合においては、仮想通貨に対する企業の取組方針等を投資家が理解することが、企業の将来予測として有益であると考えられるため。</p>	
<p>(質問4) その他</p>		
<p>14) 本実務対応報告において取り扱っていない会計処理についても、追加的に取扱いを規定すべきである。</p>	<p>今回の実務対応報告において追加的に定めるべき会計処理 以下の3項目について、今回の実務対応報告において取扱いを示すべきである。</p> <p>① 仮想通貨利用者が、物品やサービスの対価を支払うための手段として仮想通貨を使用した場合の会計処理</p> <p>② 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、分裂した仮想通貨を取得した際の取得原価の算定方法</p> <p>③ 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、外貨ペアの仮想通貨(例えばビットコイン/ドルのように仮想通貨の価格が外国通貨で表示されるもの)を取得した場合の換算方法</p> <p>(理由)</p> <p>① 「資産決済に関する法律」(平成21年法律第59号)第2条第5項の定義において、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値・・・」と定義されており、物品やサービスを得る対価を支払うために企業が仮想通貨を使用することが想定される。本公開草案において、保有する仮想通貨の期末評価については定めがあるものの、仮想通貨を対価の支払に使用した場合の扱いが含まれていないため、支払手段として使用した際に損益を計上する</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>のかどうか等を明確にすべきである。</p> <p>② 例えば、ビットコインについては、昨年ハードフォークが3回実施されており、元のビットコインが3種類の異なる仮想通貨に分裂されている。今後も、仮想通貨のコミュニティ内における意見の相違から分裂が起こることが想定されるため、分裂時の取得原価の算定方法を定めるべきである。</p> <p>③ 本公開草案においては、仮想通貨は外国通貨や金融資産には該当せず(第28項、第29項)、また棚卸資産や無形固定資産としての処理も適当ではない(第30項、第31項)とされている。そのため、外貨ペアの仮想通貨を取得した場合の換算方法について、定めが存在しない。貨幣項目と同様の換算方法とするかどうかを明確に定めるべきである。</p>	
<p>15) 仮想通貨の分裂に関する会計処理を、中長期的な課題として認識すべきである。</p>	<p>本公開草案では、資金決済法に規定する仮想通貨の会計処理について広く定めていますが、仮想通貨の分裂に関する会計処理については言及がありません。</p> <p>仮想通貨は、中央における管理者が不在であるため、コミュニティへの主な参加者(例えば、開発者とマイニング業者の間)において見解の不一致が生じる場合、分裂が生じる可能性は恒常的に存在すると考えられます(例えば、平成29年においても、ビットコインからビットコインキャッシュ、ビットコインゴールド、ビットコインダイヤモンドが分裂しています)。</p> <p>仮想通貨の分裂(分岐)の取扱いについては、所得税法上の取扱いが国税庁より示されていますが、これに関する会計上の取扱い(例えば、分裂後の仮想通貨の取得価額を分裂時点の市場価格を基礎とすべきかや売却損益算定にあたっての簿価通算/簿価分離の考え方等)は明確でなく、当該会計処理が明確でないことにより、実務での考え方が不整合になることが危惧されます。</p> <p>このため、仮想通貨の分裂に関する会計処理について、中長期的な課題として認識する</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
16) ICO に関する会計処理の明確化を中長期的な課題として認識すべきである。	<p>ことが望まれます。</p> <p>本公開草案では、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象として、主として仮想通貨保有者による会計処理について定められています。</p> <p>しかし、最近、所謂インニシャル・コイン・オファリング（ICO）と呼称される手段による資金調達の数が増えてきているとの報道がなされています。ICOにおいては、トークンの発行（又は販売）を対価として仮想通貨を受領するスキームが一般に行われています。ICOの仕組みによっては、資金決済法や金融商品取引法等の規制の対象となるとされていますが、現状は、ICOの仕組みが十分に整理されていないと考えます。</p> <p>ICOは多額の資金調達を可能とするスキームであることから、今後、ICOの仕組みが十分に整理されるとともに関連規制が整備され、その取扱いが明確化された場合には、当該スキームを利用して資金調達を行う企業の財務諸表の有用性を確保する観点から、発行者/販売者側の会計処理を明らかにすることが必要と考えています。このため、ICOの発行/販売者の会計処理の明確化を中長期的な課題として認識することが望まれます。</p> <p>今後の課題として、いわゆるICO（Initial Coin Offering）に関する会計上の取扱いについて検討すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>ICOによるトークン発行が増加しており、発行されたトークンが仮想通貨に該当するケースも生じている。本公開草案では、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について実務上の取扱いを定めることに同意するものの、一部の企業において既にICOによる資金調達が行われており、その実施を検討している企業も一定程度ある中、貸方科目の会計処理について議論になることが懸念される。このため、今後の法的な取扱いや規制等の整備の動向も踏まえつつ、ICOによる資金調達の会計上の取扱いについて検討を行っていくこと</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>が必要であると考えられる。</p>	
<p>17) 取扱いの明確化のため、第42項の表現を修文すべきである。</p>	<p>本公開草案第42項の以下の箇所については、下記のとおり表現を修正することが望ましい。</p> <p>「ここで、活発な市場が存在しない仮想通貨は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されることから、一般的に時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは困難であると考えられる。このため、棚卸資産における期末評価時の時価を基礎とした正味売却価額の見積りが困難な場合の定めとして、期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）を用いる取扱いが認められていることを踏まえ、活発な市場が存在しない仮想通貨についても、<u>期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで帳簿価額を切り下げることが考えられるとした（第6項参照）。</u>」</p> <p>(理由) 明確化のため。</p>	

(個人)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(質問1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理		
(全体として支持しないコメント)		
18) 本公開草案の提案を支持しない。	同意致しかねます。理由については、回答4にまとめさせていただきました。回答4をご参照いただきますようお願いいたします。	
(質問2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理		
(全体として支持しないコメント)		
19) 本公開草案の提案を支持しない。	同意致しかねます。理由については、回答4にまとめさせていただきました。回答4をご参照いただきますようお願いいたします。	
(質問3) 表示及び注記事項に関するコメント		
(全体として支持しないコメント)		
20) 本公開草案の提案を支持しない。	同意致しかねます。理由については、回答4にまとめさせていただきました。回答4をご参照いただきますようお願いいたします。	
(質問4) その他		
21) 仮想通貨のどの部分、どの要素に対して適用されるのか、資金決済	本公開草案第21項に関して、最小限の項目に関する会計の取扱いを定めるという方針には同意できる。 仮想通貨のどの部分、どの要素に対して適用されるのか、資金決済法上でも不明確であるため、懸念している。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>法上でも不明確であることを懸念する。</p>		
<p>22) 会計上の判断に従って法律適用の判断がなされうる懸念がある。</p>	<p>本公開草案第24項に関して、例えば、自称他称を問わず仮想通貨と呼ばれてはいるが、経済実体として「ポイント」の会計処理が適用されるべきものについては、資金決済法の対象とならないという理解でよいのか。また、会計上の判断に従って法律適用の判断がなされうる性質のものが、仮想通貨となりうるという理解でよいのか。</p> <p>会計上の判断に従って法律適用の判断がなされうる性質のものが、仮想通貨となりうる場合、</p> <p>A. 資金決済法上の規定をそのまま適用できる仮想通貨</p> <p>B. 取引が実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨</p> <p>以上2通りの仮想通貨が存在することとなると考えられる。</p> <p>Bにおいては、会計上の判断によって仮想通貨と判定される余地が存在し、その場合判断の順序が会計、法律、会計と循環する流れとなるが、その点について問題はないのか。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>23) 仮想通貨の売買等について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再検討する必要がある。</p>	<p>本公開草案第26項に関して、当該仮想通貨の売買・換金について、そもそも売買・換金が成立しているのかという点について、疑問を感じている。</p> <p>確かに、仮想通貨販売所や仮想通貨取引所に登録し、口座を作成、日本円を入金、仮想通貨を入金額分買い、仮想通貨を売る、あるいは決済時に仮想通貨を使用する、または、仮想通貨のソフトウェアからウォレットを生成し、マイニング等なんらかの手段でウォレットの残高を増やしたことを確認し、他のウォレットへ送金するといった行為が、ごく自然な仮想通貨のやりとりであることに異論はない。</p> <p>しかし、第26項の指摘の通り、仮想通貨に対して財産権を認めるか否かについて明らかでないことから、現在行われている仮想通貨の売買・換金に関する一連の行為について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再度検討する必要があると思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
24) 資金決済法上の仮想通貨に該当するかどうかの結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。	<p>本報告は、あくまで資金決済法に規定される仮想通貨に対して適用されるものであり、資金決済法に該当しないものは適用対象外とのことであるが、仮想通貨と称されているビットコイン等の、現在の仮想通貨販売所ないし取引所が取り扱っている仮想通貨の諸々が、資金決済法上の仮想通貨ではないという見解が万が一公的に確認された場合、大きな混乱が生じることは想像に難くない。</p> <p>もちろん、現存するメジャーな仮想通貨とされているものが、資金決済法上の仮想通貨である前提で、広く利用されているものと思われるが、具体的かつ詳細な検討の結果に対する結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。</p>	
25) 現金以外の金融資産にも該当しないと考えられることについて同意する。	<p>本公開草案第29項に関して、仮想通貨は現金以外の金融資産にも該当しないと考えられることについて同意する。</p> <p>ただし、契約内容次第では、仮想通貨に対する会計処理ではなく、仮想通貨に直接の関与がない別の金融資産または金融負債が発生しており、当該金融資産または金融負債の会計処理が必要とされる場合があるものと思われる。</p>	
26) 仮に仮想通貨を棚卸資産として扱う場合、先入先出法	<p>本公開草案第30項に関して、すべての仮想通貨が棚卸資産の定義を満たすものとすることは適当ではないことにつき、同意する。仮想通貨の保有、所有、売却等の行為が法律上、会計上の概念とどのような差異があるのか明らかとされるものでない限り、棚卸資産として扱うべきではない。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
等が適用される余地を残すべきである。	また、棚卸資産として扱った場合の期末時の評価方法について、先入先出法等の方法が例として提言されたと記憶しているが、仮に棚卸資産として扱うことが可能な仮想通貨が存在するとした場合、当該評価方法が適用される余地は存在するものと思われる。	
27) 仮想通貨が無形固定資産として会計処理されることが適切な場合もありうると思われる。	<p>本公開草案第31項に関して、仮想通貨を無形固定資産として会計処理することも適切ではないと考えられることにつき、同意しかねる。対象となる仮想通貨が、資金決済法通りの性質を有するのであれば、無形固定資産として会計処理することが適切な場合もありうると思われる。</p> <p>国際的な会計基準上で想定されていないとしても、仮想通貨取引が、無形固定資産に区分される資産による経済事象であれば、新たに適切に表示する処理を定めるべきと考える。</p>	
28) 他の会計基準を適用することが可能な場合は、他の会計基準を適用すべきである。	<p>本公開草案第32項に関して、同意しかねる。資金決済法上に該当する仮想通貨で、他の会計基準を適用することが可能なものについては、他の会計基準を適用すべきと考える。</p> <p>本報告第24項への指摘のとおり、A資金決済法の条文をそのまま適用できる仮想通貨と、B取引の実態に即して実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨の2者が混同されている可能性がある」と指摘する。</p>	
29) 仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかとい	<p>本公開草案第37項に関して同意しかねる。仮想通貨に対する財産権が不明瞭な現状において、活発な市場の有無に基づき時価評価をする、取得原価で評価する、とするのは、そのような評価基準を適用することにつき、やむを得ない状況下での評価基準であると思われる。</p> <p>本来的には、仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかという点から議</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>う点から議論を始めるべきである。</p>	<p>論を始め、その性質にあった会計処理を適用させるべきであり、そのような性質を無視して市場価格を適用するというのは拙速な発想ではないかと懸念している。</p> <p>もちろん、市場評価額を無碍にする発想に基づいているわけではない。ただ、資金決済法上、仮想通貨は財産的価値とされているが、資産性があるかどうかについては言及されていない。</p> <p>仮想通貨そのものの性質を集約して言語化することは困難と思われるが、仮想通貨の所有その他が不明な箇所が存在する以上、仮想通貨への投資は消費されたものとして、一種の費用性資産として認識する余地もあるのではないかとと思われる。</p> <p>具体的には、仮想通貨を償却不能な繰延資産として扱い、原則取得原価で評価し、時価情報を注記、売買損益にあたるものは、仮想通貨の移転先への移転が完了した時点で認識し、評価損益は評価損のみを計上するようにする、といった取得原価主義会計の枠内に一度落とし込み、その上で各方面で出そろった見解を整理した上で、改めて基準を制定し適用するといった経過的な措置をとる余地もあるのではないかと考える。</p>	
<p>30) 仮想通貨の売買が通常の売買取引と異なる場合には、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべき。</p>	<p>本公開草案第44項に関して、同意するが、先に指摘した通り、仮想通貨の売買が、本当に売買行為かどうかの検討が十分でない可能性があることを懸念している。検討の結果、一般に認識されている仮想通貨の売買が、実は法律上または会計上の売買ではないとなった場合、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべきと思われる。</p> <p>市場としての機能の十分性は、規制当局等、企業外部の者から何らかの形で検証された結果から判断されることとなると思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
31) 活発な市場が存在するかどうかについて、十分な数量と頻度以外の要素も考慮すべきである。	本公開草案第46項に関して、同意しかねる。システムの安定性と、取引量で判断する方針に概ね納得はいくが、取引に対する要件として、十分な数量と頻度のみとすると、多額の資金を有す一部の参加者の間で自動売買を行うだけで成立してしまうこととなる。当該状況を活発な市場とする場合、一部の参加者だけで取引価格が定められてしまうという点で、活発な市場といえないのではないかと考えられる。また、個々の仮想通貨の実態に応じた判断が必要とされていないようにも読み取ることが可能と思われるが、参加者数等、他の要素も第8項に含めるべきではないかと思われる。	
32) 売買の合意が成立した時点で、仮想通貨に係る売却損益を確定させるべきではない。	本公開草案第52項に関して、同意しかねる。合意が成立した時点で売却損益が確定する場合は、仮想通貨取引外の契約が生じた結果として、金融資産ないし金融負債が発生したと見るべきといえる。保守的に考えるなら、仮想通貨の移転が不可逆的に確定するまで、売却額を確定させるあるいは収益額を確定させるべきではない。	
33) 仮に今後仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が開発される場合、当該価格情報を時価とし	本公開草案第9項では、仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取引の対象とされている仮想通貨の取引価格を用いる場合、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を仮想通貨の期末評価において用いるとされています。仮想通貨の中には取引量が多くないため、取引所や販売所によって大きく乖離する価格情報が提供されるケースも少なくありません。また、公開草案においても、現時点において、海外も含めた各仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引量を網羅的に把握することは困難である旨が指摘されています(第48項)。このため、仮に複数の仮想通貨取引所が提示する価格を一定の算式によって加重平均する等して得られる価格情報(基	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>て期末評価に用いることができるようにすべきである。</p>	<p>準となる指標)がある場合、当該価格情報は仮想通貨の「時価」をより適切に反映したものになる可能性が高いと考えられます。</p> <p>この点、2018年2月6日に、日本経済新聞社グループの金融情報サービス会社であるQUICK社から、仮想通貨のベンチマーク(基準となる指標)の開発に向けて、3月を目途に仮想通貨事業者、金融、会計、法律などの専門家を集めた「仮想通貨ベンチマーク研究会(仮称)」を設置して検討を進め、資産評価のためのベンチマークを開発する予定が公表されています。</p> <p>このような背景を踏まえ、私は、仮に仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が今後開発される場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができるようにするよう検討を進める旨を「結論の背景」において記載することを提案します。なお、検討の結果、本実務対応報告の見直しを行う場合、第10項に、「一定のデュー・プロセスを経て作成され、広く認められている基準となる指標がある場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができる」旨について追記することが考えられます。</p>	

以上